

平成 23 年 12 月 12 日  
行政刷新担当大臣  
蓮 舫

## 「提言型政策仕分け」について

- 11 月 20 日～23 日の 4 日間で、以下の 10 の分野について、政策的・制度的な問題にまで掘り下げて議論。  
(提言内容は、別紙のとおり。)
  - ①原子力・エネルギー等
  - ②教育（大学）
  - ③科学技術（研究開発）
  - ④公共事業
  - ⑤中小企業
  - ⑥農業
  - ⑦外交（在外公館）
  - ⑧情報通信
  - ⑨地方財政
  - ⑩社会保障
  
- 11 月 30 日の行政刷新会議で提言を報告し、
  - ・ 平成 24 年度予算編成過程において、今回の「提言型政策仕分け」の提言を踏まえた歳出の見直しを進め、内閣が一体となって必要な結論を得ること
  - ・ 今回の仕分けの提言を踏まえて今後制度の見直し等を検討していく必要があるものについては、まずは、所管府省において、今後、提言を受けての具体的な制度設計や改革の進め方・工程を検討していただくこと
  - ・ 行政刷新会議としてもこれらの状況を適切にフォローアップし、改革を強力に推進することを確認。

# 「提言型政策仕分け」 提言一覧

## 【ワーキンググループ A】

番号	テーマ名	論点	提言
A1-2	原子力・エネルギー等： 原子力関係研究開発	日本原子力研究開発機構の予算の構造、事業の内訳やその積算について	<p>JAEA(日本原子力研究開発機構)については、共通業務費・人件費・管理費の削減・合理化を図るべきである。保養施設、広報施設、利用度(稼働率)の低い研究施設の必要性を厳格に精査すべき。運営費交付金の積算内訳や積算根拠、前年度の執行額を明示し、多額の予算を執行していることの説明責任を果たすべきである。</p> <p>JAEAの退職者の再就職先との随意契約問題について、透明性・公正性・競争性確保の観点から更なる見直しを行う。</p> <p>最後に、JAEAを含め、研究開発を担っている独立行政法人のガバナンスについては抜本的な見直しを行う。</p>
		エネルギー基本政策の見直しが行われている中、原子力関係の研究開発予算について見直すべき点はあるか。例えば、原研機構のもんじゅ研究開発予算については、どうか。	<p>高速増殖炉の技術開発については、来年夏頃に「革新的エネルギー・環境戦略」で決定される予定であるが、その検討に当たっては、現在のJAEAによる「もんじゅ」を用いた高速増殖炉の研究開発の存続の是非を含め、従来の体制・計画を抜本的に見直し、再検証を行い、国民の納得を得られる結論を得ること。</p> <p>平成24年度の予算編成について提言する。高速増殖炉「もんじゅ」を含む原子力関係の研究開発予算については、3月11日に発生した福島第一原発の事故の状況等をよく勘案し、国民の納得を得られるよう更なる事業の絞り込み・合理化を図る。その際、事故対策・安全対策に重点化を行う。これが、もんじゅを含む原子力関係研究開発全般に係る提言である。</p> <p>次に24年度予算のもんじゅの予算については、来年度中の出力試験再開を前提とする調整費22億円の予算は計上を見送るべきである。なお、維持管理経費についても、真に維持管理に必要な経費に更なる削減、合理化を図るべきである。これが24年度予算にかかわる原子力関係及びもんじゅに係る提言である。</p> <p>最後に、ITER計画については、国際交渉を進めることにより、日本の負担を圧縮するなど、膨張する負担について、更なる削減、合理化の努力を図るべきである。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
A1-3	原子力・エネルギー等： 原子力発電所の立地対策等	<p>原発建設の遅れが見込まれる中で、電源開発促進税を原資とした原発立地自治体への交付金(電源立地地域対策交付金)やその一部に充てるための積立金(周辺地域整備資金)はどのようにするのか。</p> <p>福島第一原子力発電所の事故や今後の原発建設の遅延という状況を踏まえ、原子力発電所等の立地対策の予算の在り方について、どう考えるか。電源立地地域対策交付金の使途はこれまで拡大してきたが、今般の震災を踏まえ、優先的に安全確保に使用する方向性についてどのように考えるか。</p>	<p>周辺地域整備資金については、着工済みの3基分に限定するなど、同資金を取り崩し、資金規模の縮減を検討すべき。</p> <p>電源立地地域対策交付金については、福島第一原発の事故や今後の原発建設の遅延という状況を踏まえ、必要性を精査するとともに、事故対策や防災・安全対策を拡充する仕組みを検討すべき。その際、立地を受け入れた自治体にとっての使い勝手の良さに対しても配慮することが必要である。</p>
		<p>使用済核燃料の再処理や最終処分のための積立金の使途や管理運用状況はどうなっているのか。</p> <p>地層処分実規模設備等事業は、最終処分場の立地実現に向けた国民の理解促進につながるものとなっているか。</p>	<p>最終処分積立金、再処理積立金については、電気料金の一部が原資になっていることに思いを致し、最終処分・再処理等の目的に真に合致する事業のために適切に管理・使用すべき。また、積立金の適正な運用を図るとともに、取り崩した積立金の使途は、真に効果のあるものに限定するとともに、情報開示を徹底すべきである。</p> <p>最終処分に関するNUMO(原子力発電環境整備機構)の広報事業や、地層処分実規模設備整備事業については、最終処分場の選定・立地実現に真につながるものとなるよう抜本的に見直しを行うべきである。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
A1-4	原子力・エネルギー等： 省エネルギー、再生可能エネルギー利用等の促進方策	省エネ、再生可能エネルギー利用、低炭素化のための事業は、効率的・効果的なものとなっているか。  予算措置のみならず、規制や税制といった手法の選択をどのように考えるか。	<p>省エネ、再生可能エネルギーの利用、低炭素化促進のための施策については、概算要求前に、関係省庁の事業について、事前の効果測定、重複排除、優先順位付け等の調整を行う仕組みを構築すべき。</p> <p>関係省庁の事業の効果測定等に当たっては、環境省がリーダーシップをとって積極的に情報提供等に努めることを求めたい。</p> <p>省エネ、再生可能エネルギー関連設備等の導入・普及施策について、省エネ規制等の規制を基本に考えるべきである。</p> <p>補助については、規制との有機的連携を図り、補助期間の限定、高額補助の排除を徹底すべきである。</p>
A1-5	原子力・エネルギー等： 原子力エネルギー等予算の在り方等	エネルギー政策の転換点に立っている今、原子力関係予算を含め原子力・エネルギー関係予算全体の在り方について、どう考えるか。	<p>政策の優先順位が変わったことを踏まえ、既存の原子力・エネルギー関係予算全体を見直し、除染、廃炉の研究開発などの原発の事故対策・安全確保対策、そして再生可能エネルギー利用促進対策等へ大胆にシフトすべきである。</p> <p>この方向性を踏まえ、エネルギー特会制度の存廃も含め、原子力・エネルギー関係予算全体の在り方について、制度ありきではなく、国民的見地に立って、抜本的な見直しに踏み出していくべきである。その際、予算編成の在り方、研究開発体制のガバナンス問題の改善、再生エネルギーや安全対策に関する省庁の縦割りを超えた一元管理の仕組みの導入等についても、検討すべきである。</p> <p>また、本日の議論を踏まえた提言を必ず実現するため、関係閣僚間でしっかりと議論をする場を設けることを提言する。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
A2	教育(大学): 大学改革の方向性のあり方	<p>大学の総収入・総支出は増加しているのに、世界の中で日本の大学のレベルは低下しているのではないか。</p> <p>少子化の傾向にも関わらず、大学数や入学定員、教職員数が増えているのではないか。</p> <p>定員割れによる学力低下等や赤字経営の大学の増加等をどう考えるか。</p> <p>大学は、将来を見据えた明確な人材育成ビジョンを持っているのか。</p> <p>大学が社会の実情と乖離し、社会のニーズに十分な対応ができていないのは、大学改革が進んでいないからではないか。どのように改革を進めるべきか。</p>	<p>大学の国際通用力の向上の在り方については、「教育分野」における向上などその具体的な達成目標と達成時期並びにその評価基準について明確化を図る。まずは各大学による自己改革によってその実現を図る。</p> <p>少子化傾向の中での大学経営の在り方については、教育の質の確保と安定的な経営の確保に資するため、大学の教育の内容、例えば、生涯教育の拡充などへの転換を含む自律的な改革を促すとともに、寄付金税制の拡充等自主的な財源の安定に向けた取組を促す仕組みを整備する。</p> <p>法科大学院の需給のミスマッチの問題については、定員の適正化を計画的に進めるとともに、産業界・経済界との連携も取りながら、法科大学院制度の在り方そのものを抜本的に見直すことを検討する。</p> <p>大学改革の全体の在り方については、国は大学教育において如何なる人材を育成するかといったビジョン及びその達成の時期を明示した上で、その実現のため第三者による評価などの外部性の強化に加え、運営費交付金などの算定基準の見直しなどの政策的誘導の在り方について検討する。加えて政策評価の仕組みの改善についても併せて検討する。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
A3	<p>科学技術(研究開発): 研究開発のあり方・実施方法</p>	<p>独立行政法人をはじめとする各種科学技術施策は、投資に見合った成果が現実に出されているのか。施策の評価・検証は十分か。どのような仕組みにより説明責任を全うすべきか。</p> <p>費用対効果や実用化・産業化に向けた意識を高めるためにも、大学等の研究機関において、民間との連携・民間資金の導入を自律的に強化していく必要があるのではないか。</p> <p>研究開発の施策の優先順位付けが十分に行われていないのではないか。各省間の連携を含めた効果的・効率的な施策の実施のため、どのように実効的な優先順位付け等を図るべきか。</p>	<p>科学技術予算の在り方については、成長への寄与度などイノベーションに関する指標に重点を置いた検証可能な成果目標を設定したうえで、所管官庁から独立した厳格な外部評価を行うべきである。そのためにも総合科学技術会議から科学技術イノベーション戦略本部への改組に当たっては、構成員及び事務局体制の全面的な見直し、あわせて、事業の優先付けを含めた各省横断的な総合調整機能の強化を図る。</p> <p>なお、独立行政法人による研究開発については、種々問題点が指摘されているところであり、事業の透明性を図るためにも、ガバナンスの強化を図る。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
A4-1	公共事業：中長期的な公共事業の在り方	<p>震災を受けて公共事業の需要が増加する中、財政状況も厳しいが、公共事業予算はどうなっているか。社会資本の維持管理費の増加が見込まれる中で、中長期的に持続可能な公共事業の取組の在り方をどのように考えるか。</p> <p>持続可能な形で本当に必要な事業を進めていくためには、どうすればよいか。</p>	<p>公共事業について、現状では持続可能性がない。新規投資は厳しく抑制していき、選択と集中の考え方をより厳格に進めるべき。また、民間資金の一層の活用を図るべき。この前提として、公共投資の全体像について一層の説明責任を果たすべき。</p>
		<p>既存ストックの維持管理・更新をどのようにして効率的に行っていくのか。</p>	<p>既存ストックの維持管理・更新については、民間資金の一層の活用を図るとともに、重点化や長寿命化を図りつつ、見通しを立てた計画的な更新を行うべき。</p>
A4-2	公共事業：災害に強い国土づくり	<p>堤防などのハード整備と避難計画などのソフト施策の組合せをどう考えるか。例えば、治水事業や海岸事業において、具体的にどのように取り組むのか。</p>	<p>防災の取組は、なお不十分である。国は自治体への「技術的な支援」を一層強化するべき。また、国と自治体との検討の場を設けるなど、相互連携を進める中で、既存施策にとらわれない新たなソフト施策を検討していくべき。</p>
		<p>ハード整備において、平時における事業効果や「選択と集中」の考え方とのバランスをどう考えるか。例えば、港湾事業において、具体的にどのように取り組むのか。</p>	<p>(災害に強い国土づくりの議論にあっても、港湾事業については、) 平時における事業効果や、「選択と集中」の考え方を踏まえて取り組むべき。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
A5-1	中小企業： 経営支援、商店街活性化支援策	中小企業の経営力・技術力等の強化のための補助は効率的・効果的なものになっているか	<p>中小企業に対する支援というのは必要であるし、420万の中小企業がどのように頑張っていくのかという支援は大事だと思うが、ただ、実際取り上げられた今回の施策に関しては、効果というものが見えないうえに、効果を測っていこうという指標自体が非常に曖昧なものになっているということで、その有効性というものを直ちに肯定することはできないというのが全体の議論の流れ。</p> <p>中小企業の自助努力や技術の強化を進めていこうということは全体的な方向性として良いが、国自体がどの分野に対してどのような支援をしていくのかという明確なターゲットというものがない。そしてまた国と地方の役割分担ということに関してもはっきりとしたものは説明の中では伺えなかった。</p> <p>国の役割とは何なのかということをはっきりと定めた上で、具体的な施策を行っていくべきということを提言する。</p>
A5-2	中小企業： 中小企業支援総論	<p>中小企業の自助努力や持続可能な経営への自立を促すため、補助金とそれ以外の支援の使い分けについてどう考えるか</p> <p>中小企業支援策に係る国と地方の役割分担についてどう考えるか</p>	<p>ターゲットが明確になっていないということが大きな問題。支援する企業の取捨選択、線引きというものははっきりさせなければならない。経済産業省が言うところの「厳しい内外環境を勝ち抜く自立的な中小企業」に重点を置いて支援すべきである。</p> <p>支援の方法については、補助金による支援の効果はゼロではないと思うが、限られた資源の中で最大限の効果を出していく、そしてその効果をはっきりと他に知らしめていくということを含めると、補助金による支援から金融支援に極力特化していく方向性を提言する。</p> <p>国と地方の役割分担については、国と地方の重複関係をなくしていくべきである。</p>

## 【ワーキンググループ B】

番号	テーマ名	論点	提言
B1-1	農業： 地域での政策推進体制	事業・制度は現在の実情に即した ものとなっているか。見直すべき点 はあるか。	<p>現在の実情が野菜畜産などの強い農業と米の弱い農業が分化していることと、事後チェック方式が規制全般について言われていることを前提に、協同農業普及事業交付金について、もはや必要ない、あるいは弱い農業の方の底上げの方の活動に限定すべき、経営指導を現在の普及指導員が行うことには無理があり金融機関や商社の人材ノウハウを有効活用すべきといった意見が多かった。</p> <p>農地制度実施円滑化事業費補助金については、農業委員会については歴史的使命は終わっている、という意見が主であった。</p> <p>このため、当ワーキンググループの提言としては、現在の実情に即したものとなるよう、事業・制度を見直すべきとする。</p>
		費用対効果などの点も含め、支援 の方法として適当か。	<p>6次産業化の推進は了とするがプランナー、コーディネーターの制度は機能しない、ファンドではなく民間への直接的な支援へ重点化すべき、産学連携は研究開発に重点化すべき、政策・事業の費用対効果分析の徹底が必要で特に成果はインプットではなくアウトプットで評価すべき、公費の投入には総じて慎重でなくてはならない、これらの事業は経産省・文科省と重複があるのではないかと検証すべきという意見が主だった。</p> <p>このため、当ワーキンググループの提言としては、体制整備ではなく、農家・事業者への直接的な支援へ重点化すべきとする。</p>
B1-2	農業： 官民の役割分担	飼料備蓄に関する官民の役割分 担はどうあるべきか	<p>保険的なものは業者が負担すべき、飼料の備蓄は民間の経営努力で十分で国費投入の必要はない、民間備蓄について55万トンから40万トンに減らす必要はないのではないか、現状の物流体制を踏まえ備蓄総量および国の備蓄量は抑制していいのではないのか、といった意見がほとんどであり、当ワーキンググループの提言としては、国の負担割合はできる限り減らし、民間事業者の経営努力を促すべきとする。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
B1-3	農業： 環境保全への支援	実質的に経営安定対策になっているということはないか。目的に即した事業内容となっているか。	<p>経営安定対策と環境保全を混然一体として財政支出を行うことはやめるべき、目的が達せられたならば制度は一旦終了すべき、レベルの高い生産者ほど環境保全型であることにもっと注目すべき、目的と政策手段を対応させた政策体系の再構築が必要、民間の自発的努力を促す仕組みの拡充を図るべき、環境保全に有効かどうかのチェックというのは現実には難しいといった意見が主であり、当ワーキンググループの提言としては環境保全の支援は目的に沿った簡素な制度とすべきとする。</p>
B1-4	農業： 農業政策における各種支援総論		<p>農業を一律に論じるのではなく、産業としての農業と社会基盤としての農業に分けてそれぞれに必要な政策目的や政策手段を採用していくべきということについて概ね認識の共有がなされた。</p> <p>その際、産業としての農業には「国は必要以上に関与するべきではない」といった意見や「土地利用型農業に対策を集中し、平均経営面積20～30haを実現するため、新たな構造改革手法こそが日本農業の存続を図る」といった意見、社会基盤としての農業には「競争力強化には限界があるので条件不利対策の重点化」が必要といった意見があった。</p> <p>また、本日の議論を通じて、農業政策全体について、「現在の実情に即したものとなるよう、事業・制度を見直すべき」、「行政の体制整備ではなく、農家・事業者への直接的な支援へ重点化すべき」、「国の負担割合はできる限り減らし、民間事業者の経営努力を促すべき」、「目的に沿った簡素な制度とすべき」といった方向性が示された。</p> <p>本日の議論で示された以上の方向性を踏まえ、農業政策を根本から検証し、より良い事業・制度、ひいては、より良い農業政策を創り出していきたい。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
B2	外交(在外公館): 外交戦略における在 外公館の役割	在外公館は日本の国民生活や国 益にどのように役に立っているの か。	<p>主な意見としては、他省庁あるいは民間から広く有益な人材を求め外交戦略と業務量に合った人事体制をつくるべき、援助専門のプロパーや、現地をよく知る専門家、言語の堪能な人材を増やし日本のプレゼンスを高めるべき、相手国がどんな人材が必要かを明確にした上で配置すべき、在外公館の業務の効果をきちんと定期的に把握してその結果を踏まえた人員の配置の見直しを進めるべきといったものであった。</p> <p>当ワーキンググループの提言としては、外交上の戦略的な必要性を踏まえた人員配分を進めるべき、外国語の能力や交渉能力、専門分野の能力等を適切に踏まえた人材の配置を進めるべき、業務量に見合った人員配分を進めるべき、本省への情報伝達など従来の仕事の手法について合理化・効率化を図るべきとする。</p>
		在外公館の在り方を含め外交の質 の向上のために何をすべきか。	<p>随時、在外公館の業務を把握し、人事評価を丁寧かつメリハリをつけて行うべき、外交成果の測定指標を複数設定して進捗状況を国民にわかりやすく示していくべき、現地の言語を使えるスタッフの育成やTOEICなどの試験で最低基準の設置や平均点の公開など能力向上の仕組みを検討するべき、相手国の市民社会との対話、情報交換にもっと力を入れるべきを提言とする。</p>
		在外公館の仕事は在外公館だけ にしかできないものなのか	<p>主な意見としては、効率性・統一性見地から極力広報主体は1つにしていくべき、ODA・経済分野などの戦略の司令塔ではあるものの、具体的な作業などは他の独立行政法人や民間法人に移管を検討すべき、JETROやJNTOなどを含めワンストップサービスを進める仕組みを検討すべきといったものであった。</p> <p>当ワーキンググループの提言としては、在外公館の業務の一部について独立行政法人や民間法人等にアウトソーシング化を進めるべき、「広報文化センター」について(独)国際交流基金「日本文化センター」との業務を整理した上で、配置・内容の見直しを進めるべきとする。</p>
		どのような戦略に基づいて在外公 館は設置されているのか	<p>主な意見としては、資源獲得重視など明確な戦略の下、優先順位をつけて、また、実績に応じ臨機応変に配置の見直しが必要である、オフィスの賃借かつ小規模にするなど開設・撤退の費用をなるべく抑制すべきといったものであった。</p> <p>当ワーキンググループの提言としては、国際機関選挙での支持獲得などの外交戦略を踏まえ、優先順位をつけて計画的に配置を進めるべき、コンパクト化や領事館からリエゾンオフィス(出張駐在官事務所)の活用を進めるべき、在留邦人数、輸出入額、ビザの発給件数等の指標に基づき設置数・実施体制を見直すべきとする。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
B3-1	情報通信： 電波行政のあり方(新たな周波数の割当等)	新たな周波数の割当にあたり、オークション制度を導入することについてどう考えるか	<p>オークション制度の早期導入は、透明性・公平性・財源収入の観点から国民の理解は得られる、プラチナバンド、第3.9世代から即時導入すべき、現在の進行中の900MHzの割当方針は国民共有の財産を不当に低価で渡すことになる、オークションを入れない理由はなく早急に導入するため改正法案を通す努力をすべき、(財)移動無線センターを使っての裁量権行使を続けたという執念しか感じられないといったオークション制度の早期導入を求める意見がほとんどであり、第3.9世代携帯電話からオークション制度を導入すべきということを当ワーキンググループの提言としたい。</p> <p>なお、電波監理については規制改革として検討すべき、総務省電波部・電波行政のあり方についても考えるべきといった意見もあった。</p> <p>また、導入した場合のオークション収入をどうするかについては、国民共有の財産である電波については国が責任を持つという意味で一般財源とした方がわかりやすい、オークション収入を特定財源にする理由がない、国家財政が厳しく一般財源とした方が国民の理解が得られやすいといった全員が一般財源とすべきだとの意見であり、オークション収入は一般財源とすべきということを当ワーキンググループの提言としたい。</p>
B3-2	情報通信： 電波利用料の活用	電波利用料財源の用途等についてどう考えるか	<p>主な意見としては、電波利用料を直接・間接に負担している国民・消費者の情報通信に益する目的のための用途拡大を行うべき、電波政策の理解に資するよう用途拡大を行うべき、防災等の利用範囲の拡大を行うべき、災害・衛星通信・医療等の電波・ICT関連事業への優先予算配分に配慮しつつ一般財源化を行うべき、電波監視等の本来の目的以外については一般財源化すべき、電波利用料の段階的用途拡大を図りつつ中長期的な電波利用料の用途拡大を通じた一般財源化を図るべき、ほぼすべての国民が携帯を持っている以上もはや税金であり一般財源化すべきといったものであった。</p> <p>また、電波利用料を用いている支出の中で非効率な支出を徹底的に精査すべき、現行制度は限定列挙された項目の肥大化を招いており非効率といった意見があり、これを踏まえた対応をとっていただきたい。</p> <p>以上を総合して、将来的な一般財源化を含め、用途を拡大する方向で検討すべき、を当ワーキンググループの提言をする。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
B4	地方財政： 地域主権型の地方税 財政のあり方	<p>国と地方の財政の関係性について どう考えるか</p> <p>地方の税収確保策についてどう考 えるか</p> <p>地方交付税制度の在り方について どう考えるか</p>	<p>国と地方の財政の関係性については、地方が自己決定・自己責任で事務を行いその財源は地方が課税自主権を発揮して地方税を中心に自主的・自立的に調達すべき、地方交付税の国への過度の依存を絶つべき、一般会計での加算を即時廃止すべき、地方交付税の総額を抑制すべき、国と地方の関係の中で公共支出に係る責任関係を明確にすべき、補助金の一括交付金化(ただし全体として減額)を促進すべき、思い切って地方に任せるべきといった意見が多数あり、当ワーキンググループとして、国への依存・国による支配から脱却し、地方の一層の自立を可能とするような仕組みとすべきということを提言する。</p> <p>また、地方の税収確保策については、まずは個人住民税や固定資産税の増税で自立を図っていくべき、住民(居住者)課税を中心に個々に課税自主権を行使すべき、地方消費税は地方で負担していることを明確化する意味でも分離すべき、地方税法の項目についてポジティブリストの現状からネガティブリスト(原則選択自由だが地方が課税できない項目のみを記載)へ改革すべき、超過課税という用語は用いるべきではない」といった意見が多数あった。このため、地方税における課税自主権を充実・強化し、課税自主権の発揮できる地方税目を充実させるべき、また、国の付加税からの分離を検討すべきということを当ワーキンググループの提言とする。</p> <p>地方交付税制度の在り方については、地方財政計画は住民への説明をわかりやすくできるよう合理化・適正化すべき、地方財政計画の歳入歳出ギャップを埋める際の補てん上限を設けるべき、基準財政需要額での包括算定経費の割合を拡大させていくべき、歳出特別枠による地方単独事業の肥大化が問題であり廃止すべき、地方財政計画における給与関係経費を圧縮すべき、財政調整機能と財源保障機能を分化して地方交付税は財政調整機能(税収格差是正)に特化するべき、不交付団体を含めた財政調整として地方税として徴収した税収を地方自治体間で調整する方式を検討する必要がある、といった意見が多数あった。したがって、地方財政計画の抜本的見直しを進めつつ、地方交付税算定の簡素化・透明化等の見直しを進めるべき、さらに、国が関与しない財政調整の仕組みを検討すべきということを当ワーキンググループの提言としたい。</p> <p>地方の一層の自立に向けて、上述の具体的意見に沿った対応を求めたい。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
B5-2	社会保障： 医療サービスの機能強化と効率化・重点化	<p>医療サービスの価格はどうあるべきか。</p> <p>今後どのような医療サービスに重点を置くべきか。</p> <p>病院勤務医の待遇改善をどう実現していくか。</p>	<p>国民・地域のニーズを具体的に把握して、診療報酬の改定を行うべき。その中で、勤務医と開業医、また診療科間について、リスクや勤務時間に応じて報酬配分を大胆に見直す。また、医師不足改善のため、勤務医と開業医とのアンバランスや地域別・診療科別の医師不足の状況を踏まえて、メリハリの利いた診療報酬改定を早急に行うべき。また、中長期的には、開業医と勤務医の収入をバランスさせることを目指し、開業医・勤務医の平準化を進める。</p> <p>また、医療サービスの価格全体の前提となる診療報酬本体(医師の人件費等)については、「据え置く」6名、「抑制」3名という意見があったことを重く受け止めて対応されたい。</p> <p>加えて、中長期的な検討課題として提案された地域・診療科間の偏在の解消など、医師不足の問題に対応する医療供給体制の在り方について、社会保障審議会で検討の上、行政刷新会議に報告されたい。</p> <p>また、診療報酬の加算が効果的に待遇改善につながるよう、勤務条件が厳しい診療科を中心に待遇改善につながる条件付けを行うべき。</p>
B5-3	社会保障： 後発医薬品の使用促進など薬の有効な使用策	<p>後発医薬品の使用を進めるための方策は何か。</p> <p>病院でも薬局でも買うことのできる薬の負担はどうあるべきか。</p>	<p>先発品の薬価は後発医薬品(ジェネリック)の薬価を目指して大幅に引き下げ、医療費の支出と国民の負担を最小限にすべき。あわせて、先発品薬価と後発品薬価の差額の一部を自己負担とすることについて検討すべき。加えて、医師・薬剤師から主な先発品・後発品のリストを患者に提示する義務を課すことについても検討すべき。後発医薬品の推進のロードマップを作成し、行政刷新会議に報告すること。</p> <p>ビタミン剤など市販品類似薬については、自己負担割合の引き上げを試行するべき。さらに、一部医療保険の対象から外すことについても検討すること。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
B5-4	社会保障： 介護サービスの機能 強化と効率化・重点化	<p>介護保険制度を長続きさせるための方策は何か。</p> <p>介護職員の処遇を改善するための方策は何か。</p> <p>サラリーマンの介護保険料の分担の方法はどうあるべきか。</p>	<p>現役並みの所得がある者については、世代内の公平な支え合いの観点、医療保険とのバランスを考慮し、負担割合を見直すべき。あわせて、65歳以上の低所得者に対する保険料軽減策を強化すべき。また、軽度の対象者に対する生活支援については、自立を促す観点で保険給付の在り方を見直すべき。その際、重度化を予防する他の有効な手段の拡充についても併せて検討すること。介護サービスについては、基本的には、施設中心から在宅介護中心に移行すべき。そのために、介護保険サービスとしっかり連携した良質な高齢者住宅を普及させるべき。</p> <p>介護職員の処遇改善については、一時的な交付金よりも、介護報酬の中で対応すべき。あわせて、事業者の内部留保がある場合にはその活用を行うべき。これに関し、事業者の内部留保のデータやそれが適切な水準であるかどうかについて、介護報酬改定前までに行政刷新会議に報告すること。なお、処遇改善のために介護報酬を加算する場合には、現に処遇改善につながる仕組みを整備すること。</p> <p>サラリーマン(40～64歳)の介護保険料については、世代内の公平な支え合いの観点から、所得に応じた拠出(総報酬割)を医療保険と同様にまずは一部導入すべき。</p> <p>さらに今後、高齢者の介護保険料を軽減し、所得に応じた拠出(総報酬割)を全部導入することについて検討すべき。</p>
B5-5	社会保障： 年金制度(安定的な年金財政運営等)	<p>物価が下落したことにより、年金財政にはどのような影響が生じているか。</p> <p>将来世代に負担を先送りすることとなっていないか。</p>	<p>現役世代を含む次世代に負担を先送りせず、将来も持続可能な年金制度とするためには、まずは年金の特例水準を来年度から速やかに解消していくべき。</p> <p>制度を長続きさせるための取組について理解を求めるためにも、人口構成、賃金、金利などの前提について、厚生労働省は、現実から目をそむけることなく、現状をもっと速やかにかつ的確に把握する仕組みを導入するとともに、その分析過程・結果をわかりやすく国民にオープンにすること。このため、年金財政計算のあり方については、社会保障審議会年金部会の検討スケジュールを明確化し、改革のロードマップについて行政刷新会議にも報告すること。</p> <p>なお、一体改革成案に沿って、低所得者の年金の拡充も行うべき。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
B5-6	社会保障： 生活保護の見直し(生活保護医療の見直し等)	<p>「最低生活の保障」と「自立の助長」を両立させるための支給額はどうか。</p> <p>生活保護医療の適正化策はどうあるべきか。</p> <p>貧困ビジネスへの対応はどうか。</p>	<p>生活保護基準(支給額)については、自立の助長の観点を踏まえ、基礎年金や最低賃金とのバランスを考慮し、就労インセンティブを削がない水準とすべき。社会保障審議会生活保護基準部会においては、こうした方針を反映していただきたい。</p> <p>あわせて、求職者支援制度などいわゆる第二のセーフティーネットの充実により、生活保護化の防止を図るとともに、NPOや社会企業家などとも連携しつつ、自立・就労支援を強化すべき。また、制度の適正な運営や検証に必要なデータを的確に把握する仕組みを整備すること。加えて、稼働可能な受給者については、就労に向けた能力開発や就業紹介を生活保護と一体的に進めるために必要な体制の構築を、厚生労働省内及び関係省庁が連携して早急に検討すべき。</p> <p>生活保護費の急増の要因は、その半分を占める医療扶助である。真に必要な方への医療水準は維持しつつ、以下に掲げる対応を含むあらゆる方法を通じて適正化に取り組むべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①指定医療機関に対する指導強化</li> <li>②後発医薬品の利用促進。また、その義務付けの検討</li> <li>③翌月償還を前提とした一部自己負担の検討</li> </ul> <p>さらに、医療機関のモラルハザードが大きいことから、実態調査の仕組みを構築し、不適切な診療を行っている機関は指定を外すなどの厳格な対応を行うべき。</p> <p>生活保護費が本人に届かなくなるようないわゆる「貧困ビジネス」に対しては、実効ある規制が必要である。住居・食事等を一体的に提供する事業については、新たに届出制の対象として、立入検査や行政処分の対象とすべき。さらに、許可制を含めた強い参入規制の可否についても検討すべき。</p>
B5-7	社会保障： 雇用(雇用政策の効果の検証、雇用保険の運営等)	<p>雇用対策の効果の検証はどうか。</p> <p>日本の雇用の課題・問題の要因とその解決策をどう考えるか。</p> <p>雇用保険の現状と今後の在り方をどう考えるか。</p>	<p>これまでの雇用対策については、その効果が十分に発揮されておらず、その検証も不十分であった。今後は、経済対策によるものも含め、毎年度全ての施策の効果検証を定量的に実施し、予算に厳格に反映させること。加えて、既存事業の大胆な統廃合や、能力開発事業とハローワークとの一層の連携強化を図るなど、現に就職につながる改善を行う。非正規労働者の増加や新卒者の就職難などの構造的な課題への対応については、制度的な改革にも取り組むべき。</p> <p>雇用保険積立金については、平成23年度末見込みで約4兆円の水準となっており、雇用保険制度の持続可能性に配慮しつつ、受益者負担の軽減の観点から、雇用保険料の一定の引下げを含む負担と受益(事業)の関係の見直しを検討すること。</p>

番号	テーマ名	論点	提言
B5-8	社会保障: 持続可能な社会保障 制度のあり方		<p>これまでの社会保障の議論は、国民の視点で、見えやすくわかりやすく、そして正面から議論されてこなかった面があり、また、本質的な問題を先延ばしする傾向にあったのではないかと。こういったことをこれ以上続けられないためにも、今回の提言型政策仕分けでは、行政刷新的な視点、つまり外部性・公開性を活用して、社会保障の現状について、全て国民の皆様の前に明らかにし、国民の理解と共感を得ながら制度改革を進めていくきっかけとなるよう、議論を行った。</p> <p>この議論の中で、持続可能な社会保障制度に改革していくためにまず見直さなければならない数々の視点が示されたことから、担当府省におかれては、次の世代への責任として、以下に述べる視点に基づく改革を着実に実施されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 限られた資源の中で、同じ負担をするのであれば、国民のニーズに合ったサービスに重点化するとともに、同じ効果があるのであれば、より国民の負担の少ない方法を選択するなど、メリハリをつけた無駄のない制度を追求し続けること。</li> <li>2. 実態を適切に把握するため、制度設計の基盤であるデータそのものの収集を的確に行うとともに、社会保障制度に関わる情報について政府と国民との間にある非対称性をできる限りなくすため、また、透明性を高めるため、国民への情報提供を着実に進めること。</li> <li>3. 国民のニーズや政策の効果の検証を定量的・科学的に随時、的確に行い、国民が真に求める制度となるよう、スピード感を持って改革を進めること。</li> </ol> <p>これらの取組ができなければ、持続可能な社会保障制度に改革するために必要な、世代内での公平な「支え合い」や、世代間での公平な「支え合い」について、国民の理解や共感を得ることができないことを肝に銘じるべきである。</p> <p>また、今回の議論の中では、縦割り行政の弊害が各所で指摘されたところであり、政策の企画・立案、実施、検証・見直しについて、各府省の縦割りを超えて一体となって取り組むことが、真に国民のニーズに応えることである。</p> <p>最後に、これらの取組が着実に実施され、実効性あるものとするため、広く公開の場で、国民の厳しいチェックが受けられる環境の中で、改革の取組を進めていく必要がある。その意味で、行政刷新会議において、これからの改革の状況についての的確にフォローしていく。</p> <p>以上を、社会保障全体に対する提言とさせていただきます。</p>